思いました。

何でやらなかったの。

同じことです。吉井氏の場合、取りつく島がなかったんです。

それだけが理由ですか。

はい。

先生, 学部長でしょう。

はい。

役職上は原告より上の立場でしょう。

役職上はね。

原告に物言えないんですか。

いや、物は言ってます。言うことを聞いてくれないんです。固執されるんです。

被告ら代理人

甲第14号証を示す

なぜ、これが出たのかというふうな話なんだけど、この教授会の録音は各教 授が勝手にできるというような取扱いですか。

違います。

ということは、原告さんは勝手に黙って録音してたと、こういうことになりますか。

はい、そういうことになると思います。

甲第1号証を示す

これも法的なことだから、ちょっと聞いてもどうかと思うんだけど、甲1号証の先ほどの「教務委員長および対象者と協議の上、授業計画を推薦委員会に提出する。」ということだけど、考え方として、協議をしたけれども、推薦委員会が受け付けてくれなかったという考え方と、協議そのものが成立していないということで提出できないという両方の考え方があるんだけれども、

あなたとしては、どっちかということは、はっきり言えるんですか。 後者になりますかね。

いや, はっきり…。

それは、はっきりというのは、ちょっとすみません、難しいです。 要するに、私の質問は分かりますよね。

はい。

結果的には推薦委員会も開かれてないわけだから、授業計画を推薦委員会に 出していないということははっきりしてるんですね。

はい。

だから、それは協議が成立してないから出してないのか、協議は成立してるけれども、受理がされなかったら出されていないということなのか、明確にあなたが言えるかという質問なんだけど、そこはちょっとあなたの意識を聞いてるんですけど、はっきり分かりませんか。

はっきり分かりません。両方かもしれませんが、はっきり分かりません。

両方ということはあり得ないんで、二者択一なんで、どっちかということし かないんで、はっきり分からない。

分からないです。

裁判官

授業担当計画を推薦委員会に提出するに当たって、対象者と協議の上とある んですけども、教務委員長とも協議すると書いてるんですけども、これ、教 務委員長とは協議はしたんですか。

正確に言うと、教務委員長が所轄してる教務部というところから資料 を頂かなきゃいけないんです。そのとき、教務委員長から、まず、そ れをお願いして出していただくということで、実質的には教務委員長 が各学部の学部長と相談して、各学部の特任教員の候補者について、